

12. 地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、**障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけ**を強化することにより、共生社会の実現を図る。

1. 実施主体：市町村
2. 対象者：管内地域住民
3. 実施内容：**市町村が実施する地域社会の住民に対して障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。**
4. 実施形式：実施にあたり、次のいずれかの形式により事業を実施
 - (1) **教室等開催**：障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害のある人等の理解を深めるための教室等を開催する。
 - (2) **事業所訪問**：地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害のある人等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
 - (3) **イベント開催**：有識者による講演会や障害のある人等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害のある人等に対する理解を深める。
 - (4) **広報活動**：障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害のある人に関するマークの紹介等、障害のある人等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
 - (5) その他の形式：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。
5. 国庫補助：予算の範囲内において**市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内を補助**する。

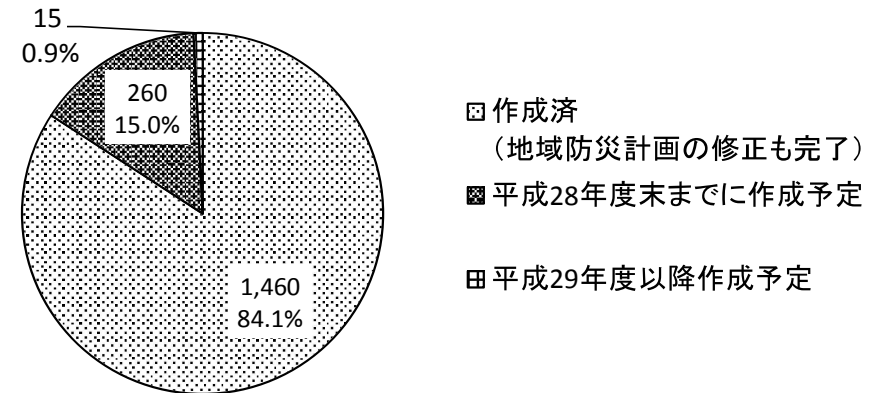
13. 災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方

東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された「避難行動要支援者名簿」について、平成29年度までに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットを作成するとともに、名簿に係る事例集を作成し、これらの周知等により各自治体における名簿の作成・有効活用を促進する。

背景

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることなどが定められた。
- ・平成28年4月1日現在において全国の市町村のうち84.1%が作成済であり、平成28年度末までに99.1%が作成済となる見込み。

避難行動要支援者名簿の作成状況



課題

- ・各市町村で避難行動要支援者名簿の作成が進む一方で、災害時において名簿を活用した実効性のある避難が行えるよう、関係者に対し、さらなる制度の周知が求められているところ。

施策

- ・災害時に名簿を活用した実効性のある避難支援ができるよう、避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットの作成・周知等を行い、名簿の作成・有効活用を促進する。

14. 「心のバリアフリー」相談窓口

- ・障害のある人に対する差別などの人権問題が生じた場合、**全国の人権擁護委員及び法務局等**（法務省の人権擁護機関）において人権相談を受け付け、問題解決に向けての助言などを行う（**「心のバリアフリー相談窓口」として活用**）。
- ・人権侵害の疑いがあれば法務省の人権擁護機関が救済手続を開始、調査を実施の上、**必要な措置**を講ずる。
- ・**関係行政機関と連携したアフターケア**を実施する場合もある。
- ・人権擁護委員等の研修において、障害のある人に対する差別事例や「心のバリアフリー」に関する説明の充実を図る。
- ・研修講師に障害のある人を招くなどして、**当事者の視点を踏まえた相談対応**を行うことができる人材を育成する。

人権問題に関する相談窓口（法務省の人権擁護機関）

人権擁護委員（※）
（全国に約1万4000人）

※法務大臣から委嘱された民間ボランティア

法務局・地方法務局・支局
（全国に311か所）

数値は平成28年7月1日現在



面談、電話、インターネット等により

障害のある人に対する差別などあらゆる人権問題の相談を受付



人権侵害の疑いがあれば

調査救済手続の開始



人権侵害が認められるか等事案に応じて

援助（関係機関等への紹介、法律上の助言等）、調整（当事者間の関係調整）、
説示・勧告（人権侵害を行った者に対して改善を求める）等の救済措置を講ずる



心のバリアフリー
相談窓口として活用

（必要に応じ）
・処理結果の通知
・アフターケア

15. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の普及

ナショナルトレーニングセンターの拡充整備

【概要】

2020年や2020年以降に向け、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター（NTC）のオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化等による機能強化を図るため、NTCを拡充整備する。

- ▶ トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議「最終報告」／平成27年1月（抜粋）

「オリンピック・パラリンピック競技大会」の名称のとおり、近年、オリンピック競技とパラリンピック競技は一体的に捉えられ、運営されている。また、オリンピック競技とパラリンピック競技におけるトレーニング方法、指導方法等については様々な相乗効果が期待されるとともに、効果的・効率的な施設活用の観点から、NTC及びJISSをオリンピック競技とパラリンピック競技のトップアスリートが共同利用することにより、NTC及びJISSの機能強化を図るべきである。

【NTC及びJISSのオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用】

- ▶ トレーニング方法、指導方法等における様々な相乗効果
- ▶ 効果的・効率的な施設活用
- ▶ オリンピック競技団体におけるパラリンピック競技との連携



パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う障害者スポーツへの関心の向上

【拡充整備】

- ▶ オリンピック競技とパラリンピック競技の相乗効果を高めるための仕組み
 - ・ オリンピック競技とパラリンピック競技のアスリートや指導者等の交流が可能とするため、テクニカルルーム、更衣室・シャワー室、宿泊室等、施設全般にわたって車椅子対応
- ▶ アスリートがトレーニングに専念できる環境と見学者専用通路を両立させる設計を導入



共同利用の施設を見学すること等を通じ、公共スポーツ施設等のバリアフリー化等にかかる管理運営の意識改革を行う。

パラリンピックへの興味・関心を高める取組の推進

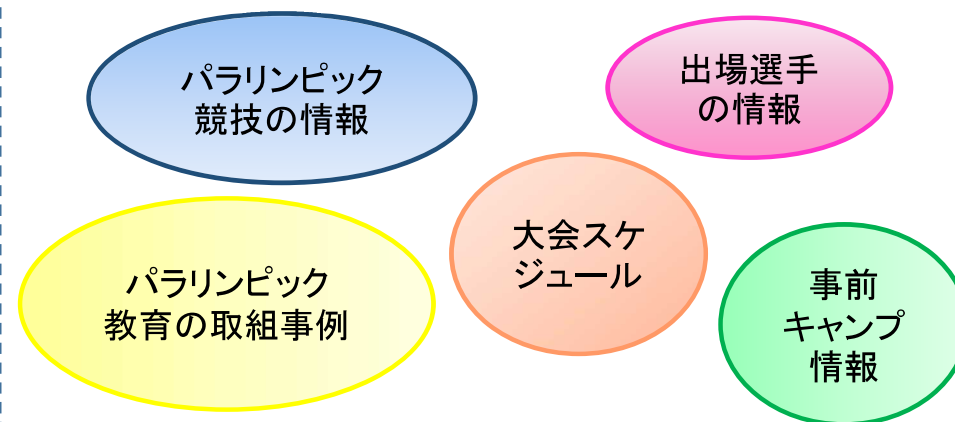
【概要】

多くの児童・生徒・学生に2020年パラリンピック東京大会に関心を持ってもらえるような取組を推進し、観戦へとつなげる。

【取組例】

学校を通してパラリンピックに関する情報を提供し、まずは興味・関心を持っていただき、観戦へとつなげる。

パラリンピックに関する様々な情報を提供



興味・関心を喚起



学校や家庭の他、様々な活動の中でパラリンピック大会を観戦

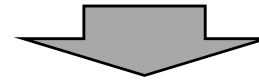
16. 特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施

趣旨等

- 2020年からの新たな特別支援教育（学習指導要領改定）を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツのみならず文化・教育活動も含めた、全国的な祭典を開催**

・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会 ・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会
・地域住民の主体的な参画

- 特別支援教育（special needs education）を**変革**
- みんなをつなげる**次世代の「共生学校」を創造**



既存の特別支援学校を拓く！

・地域の誰にでも開かれた**次世代の「共生学校」に変革**
・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点化**
・**自助、共助、公助を一体**として推進

具体的な取組

特別支援学校を拠点とした総合型地域スポーツクラブの創設等、「**地域社会のハブ（交流拠点）**」化

企業が特定の特別支援学校と連携し応援

幅広い地域住民が参加する**地域共同運動会・文化祭**等の開催

オリンピック・パラリンピアン等アスリートによる**スポーツ体験会**等の開催

特別支援学校と近隣の小中高等学校の児童生徒の**交流及び共同学習の促進／その成果の発表大会**

障害のある人とない人が**共同で制作**を行う文化芸術活動の促進／制作した**作品の展示・販売**

特別支援学校の児童生徒からの公募により**ロゴマークを選定**

プロスポーツの試合やプロ芸術家のコンサートの開催等、**障害児が「ほんもの」のスポーツ・文化に触れる機会の創設**

卒業後も障害のある人が特別支援学校や地域社会から**様々な支援を受けられる機会を充実**

市町村や事業者と連携し、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラム等において「心のバリアフリー」に向けた取組を実施

「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」(概要)

【目的】 平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」について、地方公共団体と連携し、学識経験者、障害当事者、事業者等によるパネルディスカッション等を通じて、地域の障害のある人や関係者の意見を広く聴取し、障害者差別解消法の円滑な施行に資するとともに、各地域における取組の促進と気運の醸成を図るもの。

【開催】 全国15カ所程度

【主催】 内閣府、開催地自治体

【対象（参加者）】 一般国民

【主な内容】 ① 基調講演「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について」

② 地域協議会設置団体からの取組状況報告

③ 民間事業者の実践例紹介

④ パネルディスカッション

障害者週間等を通じて、「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を強化

「障害者週間」記念シンポジウム(概要)

【目的】 障害者基本法では、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設けるとされている。障害者週間の事業の一環としてシンポジウムを開催し、障害者基本法等の趣旨を改めて再確認するとともに、国民の全ての命と尊厳が尊重されることの大切さを広く一般国民と共有し、共生社会の実現に向けた機会とするもの。

【テーマ】 真の共生社会とは何か、あらためて問うー全ての命と尊厳の尊重を

【開催】 内閣府庁舎内

【主催】 内閣府

【対象（参加者）】 関係団体・一般国民

【主な内容】 ① 基調講演

② パネルディスカッション

- 法務省の人権擁護機関と**地方公共団体や民間事業者が連携し**、障害者スポーツ体験会等、広く一般国民を対象とした、「心のバリアフリー」に関する啓発活動を実施
- 障害のある人への理解をテーマとしたポスター等のアイデアを広く国民から募集し、作成・配布する**コンテスト型啓発活動**を実施

①地方公共団体、民間事業者との連携

- 法務省の人権擁護機関と地方公共団体や民間事業者等が連携し、障害者スポーツ体験会などを実施し、障害のある選手を講師に招くなど、当事者との触れ合いから理解を促す。
- Jリーグ加盟クラブなどのスポーツ組織と連携し、スポーツイベント等において人権啓発活動を実施



(イメージ)



②コンテスト型啓発活動

法務省において障害のある人への理解促進等をテーマとしたポスター、動画を制作し、配布・配信する。制作に当たっては、広く国民からアイデアを募集し、優秀作品を素材とすることで、制作を通じても国民の理解を促進する。



(イメージ)

広く国民の障害のある人に対する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進する。

19. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動③

○平成30年度を目途に、全国で、**障害のある人・高齢者等へのサポートを行いたい人々が統一のマークを着用し**、サポートの輪を広げていく仕組みを創設。

1. 制度概要

全国統一の「マーク」を着用し、障害のある人・高齢者等に声かけやご案内等を行うマインドを見える化(外国人観光客等に向けた取組も併せて実施)

全国統一マークの創設

障害のある人・高齢者等へのサポート活動

外国人観光客への道案内等の活動

✓ 手助けが必要な時に、全国統一マークを付けた人に気軽にお願いできる仕組み

✓ 取組に賛同する全国の人々の連帯を促進

2. 全国展開の考え方

<ポイント>

- ✓ 様々な取組主体(学校、企業、地域等)を巻き込み、一体的なムーブメント創りを行う
- ✓ 既存の取組と連携し、相乗効果により、活動を活性化

3. マークのあり方

<ポイント>

- ✓ 視認性のよさ
- ✓ 誰もが付けたくなる格好よさ
- ✓ 既存の取組と共存共栄できる形式・デザイン

4. 展開イメージ

大会ボランティア

競技会場内等での活動

都市ボランティア

開催都市・競技会場の所在する関係自治体での活動

全国各地での取組

上記に限らない幅広い活動

2020年東京大会

9万人+α

連携

2020年以降も、
レガシーとして
更なる拡大
を目指す

障害のある人・高齢者等へのサポートを行いたい人々を対象とした新たな取組 (外国人向けの取組も併せて実施)

既存の取組

20. 障害のある人による取組

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、**障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援**することにより、共生社会の実現を図る。

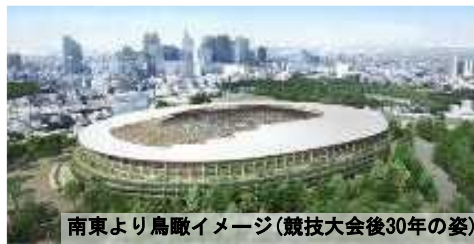
1. 実施主体：市町村
2. 対象者：管内市町村の障害のある人等、その家族又は地域住民など
3. 実施内容：**障害のある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業**とする。
4. 実施形式：実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施する。
 - (1) **ピアサポート**：障害のある人等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。
 - (2) **災害対策**：障害のある人等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。
 - (3) **孤立防止活動支援**：地域で障害のある人等が孤立することがないように見守り活動に支援する。
 - (4) **社会活動支援**：障害のある人等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害のある人等に対する社会復帰活動を支援する。
 - (5) **ボランティア活動支援**：障害のある人等に対するボランティアの養成や活動を支援する。
 - (6) その他の形式による支援：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。
5. 国庫補助：予算の範囲内において**市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内を補助**する。

21. 競技会場におけるバリアフリー化の推進—新国立競技場—

- 新国立競技場におけるユニバーサルデザインについては、「新国立競技場の整備計画」の基本理念の一つである「世界最高のユニバーサルデザイン」を踏まえ、整備プロセスを引き続き推進する。

新国立競技場整備事業(ユニバーサルデザイン関係)

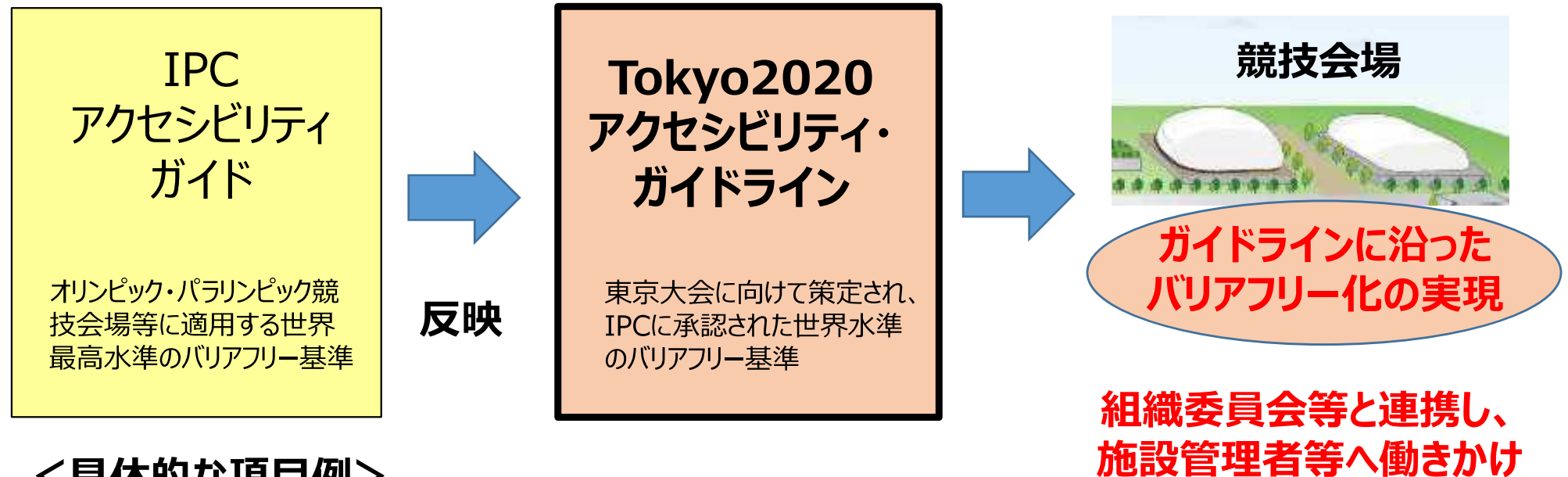
- 平成27年8月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議が決定した「新国立競技場の整備計画」において、「国際パラリンピック委員会（IPC）のアクセシビリティガイドを踏まえ、車椅子席数、通路、エレベーター、トイレ等の施設について、世界最高のユニバーサルデザインを導入する。」とされている。
- 事業者では、**設計から施工段階において、車椅子使用者、高齢者、障害者団体及び子育てグループ等とのユニバーサルデザイン・ワークショップを開催し、多様な利用者ニーズを把握しながら、整備事業を実施。**



22. 競技会場におけるバリアフリー化の推進（その他）

○大会で使用するその他の競技会場についても、組織委員会等と連携して、国際パラリンピック委員会（IPC）で承認された**世界水準のバリアフリー基準**（Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン）に従ったバリアフリー化に向けて、施設の整備や施設管理者等への働きかけ等を行う。

<イメージ>



<具体的な項目例>

- ・エレベーター（有効寸法、操作盤の位置等）
- ・トイレ（有効寸法、機能分散の在り方等）
- ・座席（アクセシブルな座席の数、座席の在り方等）
- ・通路における傾斜路、階段、路面等の在り方 等

23. 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進

- アクセシブルルート※を含む競技会場等と周辺の駅を結ぶ道路を国が重点整備区間として提示し、連続的・面的なバリアフリー化を推進
- 国、都、区等による検討会を設置し、「重点整備区間」を決定
- 特に不特定多数の利用が見込まれるため、バリアフリー化の必要性が高い区間について、国は重点的に支援
- その他競技会場周辺やアクセシブルルート等において、バリアフリー対応型信号機等を整備

※アクセシビリティに配慮した競技会場までの動線。今後、組織委員会で選定される予定

[道路のバリアフリー化の例]

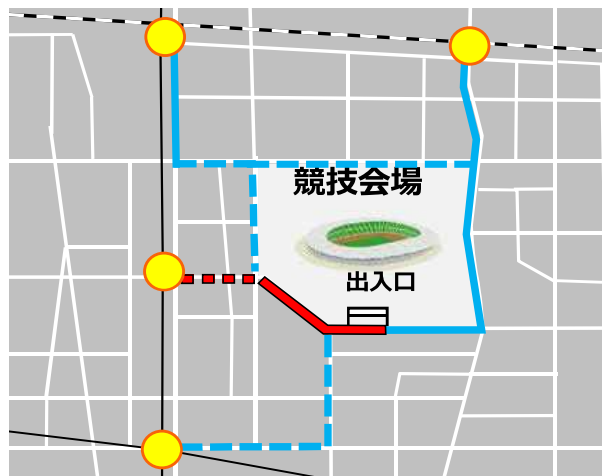


<駅等における上屋、点字ブロックの連続的な整備>



<歩道拡幅、無電柱化>

[オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の整備イメージ]



凡例

(整備済)	アクセシブルルート	} 重点整備区間
(未整備)	アクセシブルルート	
	アクセシブルルート	
	アクセシブルルート	
	● 競技会場周辺の鉄道駅	



<駅等における点字ブロックの連続的な整備(豊洲駅前)>



<音響式信号機>



<歩道の整備(千駄ヶ谷駅周辺)>

24. 競技会場周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進

- 平成28年11月に国・都・区による連絡調整会議を設置し、競技会場となる都市公園や主要な観光地周辺の都市公園を平成28年度末を目途に選定した上でバリアフリー化の実態を調査し、基本的に選定したすべての公園で2020年（平成32年）までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図る。
- 更に代表的な公園（競技会場等）について、高水準のユニバーサルデザイン化が達成された全国の都市公園のモデル事例として2020年（平成32年）までに整備を図ることを検討する。

移動等円滑化基準に適合した公園のイメージ

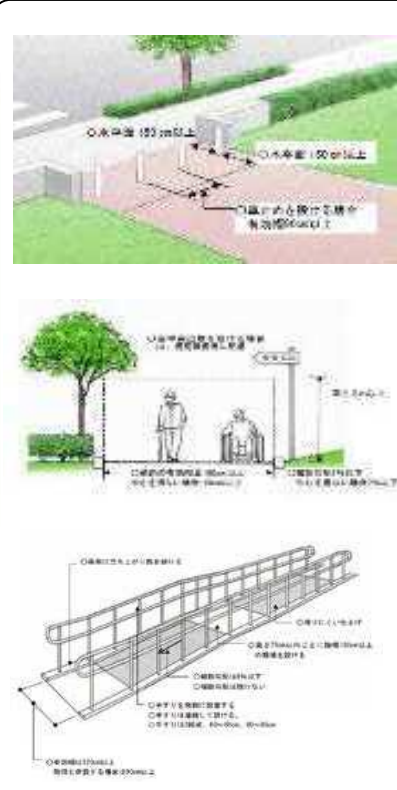
公園の出入口、駐車場から主要な公園施設までの園路及び広場の通行幅の確保、段差を解消するとともに、バリアフリー化したトイレ、休憩所、管理事務所等とのアクセスを確保。



車椅子使用者用駐車場を確保



バリアフリー対応トイレの設置



園路の段差解消

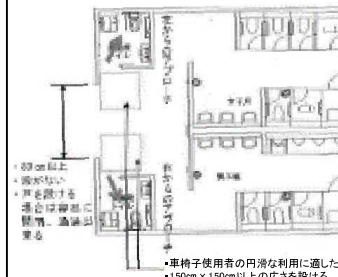
高水準のUD化が達成されたトイレのイメージ



子供連れ、車椅子の方に配慮した幅広洗面スペース



様々な方の利用に配慮した多目的トイレ



便所内に複数配置した男女共用の「多機能便房」



左側から利用しやすい便座
右側から利用しやすい便座